

忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者 選定委員会（第1回）会議概要

■日 時：平成29年7月6日（木）午後7時～

■場 所：忠岡町役場 3階 研修室1・2

■委員構成

[委 員] 8名（委員長、副委員長含む）

[事務局] 教育委員会 富本、柏原、二重、岩根

■傍聴者数 5名

■配付資料

委員会次第

委員会条例・名簿

資料① 忠岡町審議会等の会議の公開に関する指針

資料② 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会の公開、
非公開について

忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要項（案）

■会議次第

1. 委嘱状の交付と委員の紹介
2. 町長あいさつ
3. 委員長及び副委員長の選出
4. 委員長あいさつ

<案件>

1. 委員会の公開、非公開について
2. 設置運営事業者募集要項（案）について
3. その他

■会議概要

次第1 委嘱状の交付と委員の紹介

○事務局の進行により、和田町長から委嘱状を交付

次第2 町長あいさつ

みなさん、こんばんは。大変お忙しい中にも関わりませず、またお疲れの中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日はこども園の設置に向けての委員会でご

ざいまして、皆様方のお知恵をまたお借りしたいと思い呼びかけましたところ、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。平素は、本町の行政に対しまして何かとご協力いただきまして、ありがとうございます。お陰で小さいながらも、キラリと光るまちづくりに向け、一歩一歩進めているような気がいたします。

この度、このような作業を通じて一層光るものと思っておりますので、ご協力を賜ればありがたいと思っております。現在、子ども子育てについて、色々な社会変化があります。特に、幼稚園への希望者より保育所への希望者が多く、バランスを欠いているところでございます。女性の社会等への進出等々もありまして、この辺でこども園の設置はどうかということで、この度議会の方から認定をいただきました。

これまで、本町は頑張って公設公営でやってきたのですが、やはり民間の力や知恵を借りられるところは借りてみたいというような思いで民営化をしていくこうということで、この度大きく子ども子育て、また行政推進に変化をもたらしましたところ、議会からご承認を頂いた次第でございます。

皆様方にはお忙しい時にも関わりませずお力を借り、業者選定をしていくことになりますので、ご意見を賜りたいと思っております。

後になりましたが、委員の皆様にはこれからご苦労をおかけすることになると思いますが、本町の子ども子育て支援に関する件ですので、積極的にご参加・ご協力いただけることをお願いしまして、私のあいさつに代えさせていただきたいと思います。どうか、よろしくお願ひいたします。

事務局より、資料の確認と委員の出席状況の報告。委員8名中、8名の出席であり、会議が成立している旨を報告。

次第3 委員長及び副委員長の選出

委員長及び副委員長1名ずつ選任が必要。選任については、事務局一任との委員からの声があり、事務局提案として委員長に、「N委員」、副委員長に、「K委員」について提案し、委員の異議なしの声により承認された。

次第4 委員長あいさつ

皆さま、こんばんは。この度、本委員会の委員長に就任いたしました、Nでございます

これまでに就学前教育・保育に関する基本方針をもとに幼保一体化推進基本計画を策定されたことをお伺いしておりますが、忠岡町では幼保一体化に伴うこども園の設置に向けた具体的な取り組みはこれが初めてであるということで、新たなスタートを切るにあたり、就学前教育と保護者にとって最善の教育・保育の提供を行うことができる事業者の選定に向けて、精一杯努めて参りたいと思います。

この会議も時間に限りがある中で進めて参りますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をいただきたく存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。

それでは、まず始めに、当委員会設置までの流れを簡単にご説明いたします。

少子高齢化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育所施設の老朽化、多様化する保育ニーズなどに対応するため、幼保一体化の検討を行うことが必要であると考え、平成28年8月「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」を策定し、その後基本方針を更に具体的なものとするため、忠岡町子ども・子育て会議において議論を行い、平成29年3月「忠岡町幼保一体化推進基本計画」を策定しました。今後は基本計画にもあるように民間活力の活用により、忠岡幼稚園と忠岡保育所を認定こども園として再構築を図り、公私連携幼保連携型認定こども園として開設するため、設置運営委員会を設置し、事業者を選定していくということでありましたので、当委員会を設置いたしました。

それでは、「忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営委員会設置条例」をご覧ください。

委員の皆様には、当委員会条例第2条の規定に書かれておりますように、(1)設置運営事業者の募集条件に関すること、(2)選定に係る基準に関すること、(3)選定に関する事項、(4)その他委員会は必要と認める事項を審議していただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事進行につきましては、当会議条例第6条第1項の規定により、委員長が委員会の議長となることになっております。

これからの委員会の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

それでは委員長、議事進行の方よろしくお願ひいたします。

委員長：ただ今から委員長を務めさせていただきます。

それでは、これより案件に入ります。「案件1. 選定委員会の公開、非公開について」事務局より説明願います。

案件1. 選定委員会の公開、非公開について・・・・

資料①②に基づき、事務局説明（略）

委員長：説明は以上ですが、何かご質問等はございますでしょうか。

ないようですので、当委員会は「募集条件に関すること」「選定に関することのうち、応募法人の面接の関する内容」については公開、「選定に係る基準に関すること」「選定に関する事項」については非公開といたします。

なお、本日の会議では、募集要項の中の選定基準につきましては、「選定に関する事項」については非公開といたしますので、傍聴者の方が退室後の審議となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、傍聴者の方に入室していただきます。

委員長：では、続きまして、「案件2. 設置運営事業者募集要項（案）について」、事務局より説明願います。

案件2. 設置運営事業者募集要項（案）について・・・

募集要項に基づき、事務局説明（略）

委員長：説明は以上でございます。何かご質問等はございませんか。

委員：こども園の利用定員についてですが、諸条件の表によりますと、幼稚園事業の3・4・5歳児は15人ずつとなっていますが、今の時点で15人以上が在園していると思いますが、その場合は働いている方が優先になり、保育所事業が優先になるのですか。

事務局：確かに、幼稚園事業で15人程度、保育所事業で25人程度と記載していますが、例えば、5歳児であれば40人定員という風に考えていましたので、その40人の中であれば保育所事業と幼稚園事業というのは臨機に、その時の状況に応じて変動は可能と考えております。

委員：例えば、全体で申し込みが40人を超えている場合は、幼稚園事業は何人受け入れてもらえるのですか。

事務局：今現在40人を超えるという想定はしていないのですが、仮に超えるとなった場合は、3・4・5歳児ですので弾力的に定員を増やして、先生ですと、例えば5歳児であれば、1人に対して30人見ることができますので、部屋の大きさとの関係もありますが、運用できると考えております。40人を超えた場合でも、できる限り全員を受け入れができるよう考えたいと思っております。

委員：表の平成27年度の5歳児で忠岡幼稚園は17人、忠岡保育所は23人となっており、この時点で合計40人となっています。今現在は少ないので想定はしていないかもしれません、もし保育がとても良く、希望者が多数になった場合のために定員に余裕をもたせて欲しいです。入れなくて溢れてしまうと行き場がなくなってしまうと思うのですが・・・。

事務局：当初につきましては、あくまでも直近の平成29年度時点での入所しているお子さんについては、必ず受け入れられるような定員設定を考えております。特に0・1・2歳児につきましては、弾力的にというのは難しい部分がございますが、3・4・5歳児につきましては、先生1人に対して保育できる人数というのが大きくなりますので、そのあたりにつきましては弾力的に運用するというところでご理解いただきたいと思います。

委員：例えば、応募者が多数の場合は、保育所と幼稚園でどちらを落とすのですか。
幼稚園の方が不利なはずです。保育所は働きたいという人が多く、どちらを落とすのですか。保育所の入所を決めるのは、点数ですよね。

事務局：確かに、保育所は点数で優先順位をつけて決定しております。
町立の幼稚園につきましては、定員内ということですので、全員を受け入れさせていただいておりますが、こども園になった場合にどういう形で選定するのかという部分につきましては、特に1号認定についてどういう風に選定するのかは、条件の

中に入れております。具体的にいいますと、様式4－3に考え方を書いてもらうということで載せておりますので、選定の際にそのあたりも考慮していただければと思います。あくまでも定員は事務局が受け入れていただきたい最低の定員設定をしておりますので、最終的な定員設定は事業者の方から提案があつてということになりますので、ご理解いただければと思います。

委員長：平成29年度は40名以内で収まっている状況であつて、40名までであれば1号・2号で優先があるようなことはせず、希望に合わせて自動的に対応しますということですね。今後、人気があつて募集人数を超えた場合は、別途対応を考えるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

委員：例えば、他市であれば溢れてしまうところも多いと聞きますが、その場合他の園等へのふり幅があると思うのですが、忠岡町のこども園の場合は1つしかないということなので、溢れた場合はどうするのですか。

事務局：今回のこども園については、忠岡地区ということになるのですが、東の方がまだ残っておりますので、仮にこども園が溢れるというようなことが起こった場合は、東の方で受け入れをできると考えております。保育所につきましては、3つございますので保護者の希望は聞かせてもらいますが、希望の中で回しておりますので、同じような形で東の方との調整になると考えております。

委員：事業者の立場になった場合、この要項ではかなり厳しいです。事業を行うとなった場合、「ヒト・モノ・カネ」が必要になります。8月末が締め切りだということであれば、建築費用や解体費用等、資金源での計画ができるのかという不安な点があります。また「ヒト」、保育士が不足している中で集められるのかというのもあります。もし、1者も来ない場合、これはどういう風になるのですか。

事務局：条件的にはかなり厳しい部分があるのかなと考えておるところでございますが、本町の色々な状況をふまえて、この条件が今の忠岡町の条件であるというところで、それで仮に応募がなかった場合につきましては、その場合は再度条件を考え直す等何かをして再募集となるのかなと考えております。今のところはあくまでも来ていただくと、1者でも手を挙げていただけるという希望的感覚の下で動いております。最悪なれば、再度検討するということになると思います。

委員：平成31年4月1日の開園に向けてスケジュールをたてていると思うのですが・・・。

事務局：開園についても、おそらく延びるということになると思います。

委員：無理にということではないのですね。

事務局：希望ということでございます。

委員：委員の任期も延びるということもあるのですか。

事務局：そういった場合は、再度仕切り直しということにならうかと思いますので、またその時点で委員さんにつきましては、またお願いすることになると思います。一旦、9月末までに決めていただきたいとしておりますので、例えば1者も来なかつたという風になれば、その時点で平成31年4月1日の開園というのは不可能になりますので、その場合は条件等を再度考え直して、また時間をかけて同じような形でということになると思いますので、その時はおそらく再度お願いするということになる

と思います。とりあえず、一旦9月末までお願ひいたします。

委員：条件変更については、まず事務局で決めてから、再度集まるということですか。

事務局：はい。

委員長：他にございませんか。

委員：2点ほど、細かいことですがよろしいでしょうか。

まず、6ページの施設整備基本計画、そこに敷地面積が記載してありますが、面積は実測しますと変わるかもしれませんので、「約」と入れる方がよいかもしれません。できれば、②として計画場所の位置図を添付しておくのがベストかと思います。

もう1つ、最後の様式13-2の施設整備計画ですが、いわゆる諸条件がきちんと守られているか等、きちんと表現されているかを分かりやすくしてもらうために、カッコ書きで例えば配置図や平面図やイメージ図などでより分かりやすく表現してもらうよう記載していただけたらと思います。

事務局：最後の部分につきましては、考えさせていただきたいと思います。

2つ目の位置図、見取り図につきましては、基本計画に詳しいことを載せておりますので、そちらで対応していただければと思います。

委員長：他にございませんか。ないようですので、引き続き、選定基準についての審議に入ります。

ここからは非公開となりますので、傍聴者の方はご退室願います。

【非公開】

委員長：それでは、次に「案件3. その他」について事務局よりお願いします。

案件3. その他について・・・

事務局より、委員皆様は非常勤特別職という立場になることを伝え、当委員会条例の規定にあるように、会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと等、条例を遵守するようお願いする。また、応募事業者からの接触や委員からの接触については、募集要項の失格事項に該当するので、こちらについても遵守するよう重ねてお願いをする。万が一、接触等があった場合は、速やかに事務局へ連絡するよう伝える。

委員：今の件に関して、顧問先で保育所や幼稚園を運営しているところがあるのですが、もしそこが応募してきた場合は、辞めさせていただきたいと思います。利害関係人になりますので、相応しくないと考えておりますので。

事務局：仮にそういうことがあった場合は、委員さんとして相応しくないとなるかもしれません、財務の状況について何が正しいのか正しくないのか分からぬ部分がございますので、先生にお願いしているところでございますので、仮に委員を辞されるとしましても、アドバイス的な部分をお願いできぬでしょか。

委員長：先生は、大元の法人で具体的には第3者評価委員などの役職についているという

ことですか。

委 員：顧問先であったり、監事をしているところもあります。町内ではなく、町外の法人ではあります。応募は忠岡町の業者でないといけないということはないですね。

事務局：はい。

委員長：もし起こったら考えるということですが、もしお引き受けされている法人が応募してきた場合は、委員として入っているのは利害関係人になるので相応しくないのではないかと考えますが。

事務局：アドバイス的な部分をお願いできればと思います。

委員長：財務関係の委員を入れなければなりませんね。

委 員：違う案件で、2次審査で全てをプレゼンし、3・4日かかったことがありましたので、絞るという作業をしていただきたいと思います。

委員長：やはり一次審査の段階で、基本的な部分はチェックしていただいて、プレゼンするのは何者にするのかを考えていただきたいです。

事務局：おっしゃる通り、10者来た場合、1日でのプレゼンは無理なので5者までに絞るなど今は応募の状況が分かりませんが、次の委員会の際にはある程度何者かは分かることと思いますので、事務局で考えさせていただいて提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：応募が少ない方を心配されていると思うのですが・・・。

それでは、一次審査の時には、事務局でチェックしたものが上がってくるということでおよろしいですか。

事務局：はい。

委員長：他にないようですので、次回は9月上旬に一次審査であります書類審査を予定しております。日程につきましては、決まり次第、私の方からご案内いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の会議に提出いたしました案件は、すべて終了いたしました。委員皆様ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、第1回選定委員会を終了いたします。

あとは事務局、よろしくお願ひします。

事務局：一点、数が多かった場合、5者までに絞るということについて募集要項のその他に追記した方がよいでしょうか。

委員長：今の段階であれば受付したものは全てプレゼンするという形になりますからね。そういう条件が厳しいですからね。

事務局：このままでいかせていただきます。

事務局：委員長、どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の会議は終了させていただきます。委員の皆様、本日は長時間どうもありがとうございました。

終了時刻午後8時40分